

○一関工業高等専門学校におけるハラスメントの防止等に関する規則

(平成20年3月31日全部改正)

(目的)

第1条 この規則は、独立行政法人国立高等専門学校機構ハラスメントの防止等に関する規則（機構規則第113号）（以下「機構規則」という。）に定めるもののほか、一関工業高等専門学校（以下「本校」という。）におけるハラスメントの防止及び排除のための措置並びにハラスメントに起因する問題が生じた場合に適切に対応するための措置に関し必要な事項を定めることにより、本校における教職員、学生が個人として尊重されるハラスメントのない健全な環境をつくることを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 ハラスメント

セクシュアル・ハラスメント、アカデミック・ハラスメント、パワー・ハラスメント及びその他のハラスメントをいう。

二 セクシュアル・ハラスメント

機構規則第2条第2号に定める行為をいう。

三 アカデミック・ハラスメント

教職員又は学生による本校における職務上、修学上又は研究上の優越的地位を利用して、他の教職員若しくは学生又は関係者の権利を侵害し、又は人格を辱める行為のうち、セクシュアル・ハラスメント以外のものをいう。

四 パワー・ハラスメント

教職員による本校における職務上の地位や影響力を利用して、他の教職員に就業上で著しい不利益を与える行為又は他の教職員又は関係者の業務を妨げる行為をいう。

五 その他のハラスメント

前3号に準じる嫌がらせや不当な言動等をいう。

六 ハラスメントの防止及び排除

ハラスメントが行われることを未然に防ぐと共に、ハラスメントが現に行われている場合にその行為を制止し、及びその状態を解消すること。

七 ハラスメントに起因する問題

ハラスメントのため教職員の就業上又は学生の修学上の環境が害されること及びハラスメントへの対応に起因して教職員が就業上又は学生が修学上の不利益を受けること。

八 関係者

学生の保護者、関係業者その他の教職員又は学生と職務上、修学上又は研究上の関係を有する者をいう。

(不利益取り扱いの禁止)

第3条 教職員、学生等及び関係者は、ハラスメントを行った教職員、学生等及び関係者に対する拒否、ハラスメントに対する苦情の申出、当該苦情等に係る調査への協力その他ハラスメン

トに関し正当な対応をしたことのためにはいかなる不利益も受けない。

(教職員、学生及び監督・指導者の責務)

第4条 教職員及び学生は、この規則及び独立行政法人国立高等専門学校機構理事長が定める指針に従い、ハラスメントをしないように注意しなければならない。

2 教職員及び学生は、自らのハラスメントを防ぐ努力をするだけでなく、学校内でのハラスメントを許さない意識を持ち、ハラスメントと思われる事態を認めた場合には防止対策室に通報することを責務とする。

3 教職員及び学生を監督及び指導する地位にある者（以下「監督・指導者」という。）は、職務及び修学に専念できる良好な環境を確保するため、日常の執務及び教育を通じた指導等によりハラスメントの防止及び排除に努めるとともに、ハラスメントに起因する問題が生じた場合には、迅速かつ適切に対処しなければならない。

(ハラスメント防止対策室)

第5条 本校に、ハラスメントの防止・対策・解決を図るため、ハラスメント防止対策室（以下「防止対策室」という。）を置く。

2 防止対策室は、別に定める相談員や教職員・学生からのハラスメントの告発に対して迅速に対応を検討し、さらに関係部署と連携して解決及び再発防止等の対応について協議・依頼を行うほか、次に掲げる業務を行う。

- 一 ハラスメントの防止・対策等に関する啓発活動及び研修を実施すること。
- 二 ハラスメントの防止・対策等に係る環境の改善に関すること。
- 三 ハラスメントの防止・対策等に関し、関係部局の長に要請すること。
- 四 校長に調査委員会の設置を進言すること。
- 五 ハラスメントに起因する問題に関して、調査・研究を行うこと。
- 六 その他ハラスメントの防止・対策等に関すること。

(防止対策室の組織)

第6条 防止対策室は、次の各号に掲げる室員をもって組織する。

- 一 副校長（総務担当）
 - 二 保健管理センター長
 - 三 教員2名（うち1名は女性とする。）
 - 四 職員2名（うち1名は女性とする。）
 - 五 カウンセラー
 - 六 総務課長
- 2 防止対策室に室長を置き、副校長（総務担当）をもって充てる。
- 3 第1項第三号及び第四号の室員は、校長が任命する。
- 4 第1項第三号及び第四号の室員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 5 欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 室長に事故ある時は、室長が指名した室員が職務を代行する。

(相談員)

第7条 本校に相談員を置き、ハラスメントに関する苦情の申出及び相談（以下「苦情相談」という。）を受け付ける。

2 相談員は、次の各号に掲げる者とし、校長が指名する。

- 一 保健管理センター長
- 二 カウンセラー
- 三 保健管理センター看護師
- 四 副校長（総務担当）
- 五 副校長（学生担当）
- 六 副校長（寮務担当）
- 七 総務課長
- 八 学生課長
- 九 系長、領域長、専攻科長
- 十 技術室長
- 十一 その他校長が必要と認める教職員

3 前項に規定する者のほか、ハラスメントの防止等に関する識見を有する学外者を相談員に加えることができる。

（相談員の職務）

第8条 相談員の職務は、次に掲げる事項とする。

- 一 苦情相談に対して指導及び助言すること。
 - 二 苦情相談の内容について、必要に応じ相談者の同意の下、防止対策室に報告すること。
- 2 相談員は、苦情相談への対応に際し、関係者のプライバシーを尊重し、守秘義務を負うものとする。
- 3 相談員は、ハラスメントに関する研修又は説明会への参加等を通じて、ハラスメント及びハラスメントに起因する問題への理解を深めるよう積極的に努力しなければならない。

（調査委員会）

第9条 校長は、必要に応じ、調査委員会（以下「委員会」という。）を設置することができる。

- 2 委員会は、企画会議をもって充てる。ただし、企画会議構成員のうち、調査対象とする苦情相談の当事者と利害関係等が存在する者を除くこととする。
- 3 委員会は、防止対策室及び相談員からの報告等を審議し、関係者から事情聴取を行うことなど事実関係の調査を行い、適切な措置（申入・調停）を策定する。また、必要に応じて処分について所掌する委員会に進言するものとする。
- 4 委員会は、関係者のプライバシーを尊重し、守秘義務を負うものとする。

（事務）

第10条 ハラスメントの防止等に関する事務は、総務課が行う。

（雑則）

第11条 この規則に定めるもののほか、ハラスメントの防止等に関し必要な事項は、校長が別に定める。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和4年8月4日規則第7号）

この規則は、令和4年9月1日から施行する。